

第8次基本方針骨子(案)	第7次基本方針骨子
<p>第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標</p>	
<p>・漁獲管理との一体的な取組</p> <p>水産資源は新たに生まれ・成長することで増え、自然的な減耗に加えて漁獲により減少する。資源管理は、この基本的な性質を踏まえ、人為的な行為である漁獲をコントロールすることで資源を持続的に利用しようとするものである。</p> <p>種苗放流は人為的に種苗を放流し、天然で新たに生まれる資源に追加することで将来の親の増大に貢献しようとするものであり、資源管理の枠組みの中で、稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の獲り残し等の漁獲管理との一体的かつ効率的な取組を推進する。</p> <p>・放流効果の検証に基づく対象種の重点化を踏まえた効果的な栽培漁業の推進</p> <p>資源評価を踏まえた放流効果の検証に基づき、資源造成効果の高い対象種の検討、適地での放流方法を関係者で検討。</p> <p>資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源が維持できている魚種は、種苗放流による資源造成から、適切な漁獲管理への移行を推進する。</p> <p>・地先種に係る継続的な実施体制の確立に向けた取組</p> <p>地先種については、栽培漁業の持続的な実施体制を確立するため、放流効果の範囲及び程度を特定するよう努めるとともに、適切な費用負担を検討する。</p>	<p>・資源造成型栽培漁業の推進</p> <p>親魚を獲り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する資源造成型栽培漁業の取組を一層推進する。</p> <p>・漁獲管理との連携の強化</p> <p>稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の獲り残し等の漁獲管理との連携強化に努める。</p> <p>・対象種の重点化による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進</p> <p>漁獲量に有意な変化を見込める規模による放流、対象種の重点化や放流適地への集中化に取り組む。</p> <p>目標とする安定した資源状況が達成された際には、漁獲管理に重点を移し、種苗放流については他の対象種に重点を移す等、柔軟な対応を図る。</p> <p>・地先種に係る継続的な実施体制の確立に向けた取組</p> <p>地先種については、栽培漁業の持続的な実施体制を確立するため、放流効果の範囲及び程度を特定するよう努めるとともに、適切な費用負担を検討する。</p>

第8次基本方針骨子(案)	第7次基本方針骨子
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域プランに基づく広域種の種苗放流の取組 <p style="margin-left: 20px;">広域プランにおいて資源評価結果をふまえた種苗放流に関する目標を設定し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組む。</p> </li> <li>・共同種苗生産体制の構築 <p style="margin-left: 20px;">将来の見通しが立ち、安定的な運営ができる施設については、整備を推進する。</p> <p style="margin-left: 20px;">将来の見通しが難しい施設については、複数県での共同利用や、養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行を推進する。</p> </li> <li>・放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮 <p style="margin-left: 20px;">種苗放流の資源造成効果を検証し、放流計画に反映させる。</p> <p style="margin-left: 20px;">遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針を種苗生産現場へ普及するとともに、生物多様性の保全との両立に努める。</p> </li> <li>・栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及 <p style="margin-left: 20px;">栽培漁業が、水産物の安定供給の機能に加えて、多面的な機能を有していることについて、国民への普及及び啓発に取り組む。</p> </li> <li>・種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進 <p style="margin-left: 20px;">種苗の生育の場の整備と、種苗放流の連携の推進に努める。</p> </li> <li>・東日本大震災からの復興 <p style="margin-left: 20px;">被災地における漁獲物の安定的な生産・供給に資するよう、他海域の種苗生産施設からの種苗の導入等により放流尾数を確保する。</p> </li> <li>・主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見通し <p style="margin-left: 20px;">令和8年度における主要な漁業対象の対象種の漁獲量動向の見通しについては、各種・系群の資源評価結果に基づく。</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域プランに基づく広域種の種苗放流の推進 <p style="margin-left: 20px;">広域プランに示された資源造成の目標等を勘案し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組む。</p> </li> <li>・共同種苗生産体制の構築 <p style="margin-left: 20px;">施設の計画的な補修及び更新に努めるとともに、関係都道府県の種苗生産施設間での連携、分業等を推進する。</p> </li> <li>・放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮 <p style="margin-left: 20px;">種苗放流の資源造成効果を検証し、放流計画に反映させる。</p> <p style="margin-left: 20px;">遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針を種苗生産現場へ普及するとともに、生物多様性の保全との両立に努める。</p> </li> <li>・栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及 <p style="margin-left: 20px;">栽培漁業が、水産物の安定供給の機能に加えて、多面的な機能を有していることについて、国民への普及及び啓発に取り組む。</p> </li> <li>・種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進 <p style="margin-left: 20px;">種苗の生育の場の整備と、種苗放流の連携の推進に努める。</p> </li> <li>・東日本大震災からの復興 <p style="margin-left: 20px;">被災県の種苗生産施設の復旧を進めるとともに、復旧までの間、他海域の種苗生産施設からの種苗の導入等により放流尾数を確保する。</p> </li> <li>・主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見通し <p style="margin-left: 20px;">平成33年度における主要な栽培漁業の対象種の漁獲量動向の見通しは付表のとおり。</p> </li> </ul>

第8次基本方針骨子(案)	第7次基本方針骨子
第2 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培漁業の推進のための技術開発の推進            最適な放流サイズ及び放流尾数の把握等に取り組むとともに、種苗の生産から、放流、海域における種苗の育成に至るまでの一連の技術の開発を一体的に行うよう努める。  <u>消費者ニーズが高く、漁業者からの種苗生産技術の開発に対する要望が強い新たな栽培漁業対象種の技術開発に取り組む。</u>  <u>放流効果を定量的に評価するとともに、効果的な放流のあり方の検討に資するよう調査の拡充や手法の高度化に努める。</u> </li> <li>・環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進            地球温暖化や貧栄養化等により沿岸域の環境が変化する中で、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくため必要な技術の開発に努める         </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>資源造成型栽培漁業の推進のための技術開発の推進</u>            最適な放流サイズ及び放流尾数の把握等に取り組むとともに、種苗の生産から、放流、海域における種苗の育成に至るまでの一連の技術の開発を一体的に行うよう努める。         </li> <li>・<u>種苗生産の低コスト化のための技術開発の推進</u>  <u>種苗を安定的に低コストで生産する技術の開発に取り組む。</u> </li> <li>・環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進            地球温暖化や貧栄養化等により沿岸域の環境が変化する中で、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくため必要な技術の開発に努める         </li> </ul>
第3 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の連携            国は栽培漁業の基本方針を策定し、機構は栽培漁業に関する技術の開発並びに指導及び助言を行い、豊かな海づくり協会は国や機構と連携を取りながら、都道府県間の連携及び調整、情報の収集及び提供等による栽培漁業の普及の促進を行う。         </li> <li>・都道府県栽培漁業協会等の連携体制の強化            都道府県、都道府県の栽培漁業協会その他の栽培漁業の推進団体は、海域協議会の下で連携を強化する。         </li> <li>・基本方針の期間等            本基本方針の期間は令和4年度から令和8年度までとする。         </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の連携            国は栽培漁業の基本方針を策定し、機構は栽培漁業に関する技術の開発並びに指導及び助言を行い、豊かな海づくり協会は国や機構と連携を取りながら、都道府県間の連携及び調整、情報の収集及び提供等による栽培漁業の普及の促進を行う。         </li> <li>・都道府県栽培漁業協会等の連携体制の強化            都道府県、都道府県の栽培漁業協会その他の栽培漁業の推進団体は、海域協議会の下で連携を強化する。         </li> <li>・基本方針の期間等            本基本方針の期間は平成27年度から平成33年度までとする。         </li> </ul>